案すると、申請案が最も合理的であると認められる。次に、1－9－299渓流（鳥越川）については、申請案である上流案と他の2案とを比較すると、申請案は、堰堤長は中流案と同程度であるものの、取得必要面積が最も少なくなること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。次に、1－9－1003渓流（植林川支川）については、申請案である中流案と他の2案とを比較すると、申請案は、上流案より家屋に近接していることから施工時の安全対策の難易度が高いものの、取得必要面積が最も少なくなること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。次に、1－9－1004渓流（鳥越川支川2）については、申請案である中流案と他の2案とを比較すると、申請案は、上流案より家屋に近接していることから施工時の安全対策の難易度が高いものの、取得必要面積が最も少なくなること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○東北地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

東北地方整備局長　津田　修一

七

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
号	鶴岡市小岩川字宮田無番から同市小岩川字境沢無番まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二日

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本渓流の下流域は山麓の谷出口まで宅地化が進んでいる一方、本渓流は豪雨時に土石流が発生する危険性が依然として高い状況にあることから、豪雨時における土砂災害を抑制するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、広島市長を会長とする広島西部山系直轄砂防事業促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　広島県広島市安佐南区役所

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市三森字上々免一一三番一から同市三森字上々免一一二番一まで	前	一六・五七～一九・九三メートル	〇・〇五〇キロメートル
	後	一六・五七～二四・五二メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間、一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十三号	津山市南町一丁目九七番一から同市横山字前河原六番一まで
〃　百八十号	岡山市北区吉備津字村前一一〇八番一二から同市北区吉備津字藪廻り二六七番五まで
〃　〃	総社市門田字三ツ溝二九九番六から同市門田字樋口三一八番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二日

五　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
武雄市北方町大字大崎字八ノ坪一一〇二番一〇から同市北方町大字大崎字扇田三六八番まで	前	一一・二〇～二五・〇〇メートル	六〇・五〇～一〇六・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一一・二〇～二五・〇〇メートル	六〇・五〇～七五・〇〇メートル	
		B　一一・二〇～二五・〇〇メートル	一・四五五～一・九六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所